

後期高齢者医療被保険者証

問 高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101(内線327、328)

8月1日からは新しい後期高齢者医療被保険者証で受診してください
医療機関を受診する際は、お間違いのないようご注意ください



◀ 現在ご使用の保険証(黄色)
令和4年7月31日まで有効



◀ 8月から使用する保険証(緑色)
令和4年8月1日～
令和4年9月30日まで有効
※7月にお送りしました



◀ 10月から使用する保険証(桃色)
令和4年10月1日～
令和5年7月31日まで有効
※9月にお送りします

福祉医療費受給者証

問 高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101(内線326)

8月1日からは新しい受給者証で受診してください

対象のかたには新しい福祉医療受給者証を7月に送付しました。古い受給者証は処分し、新しい受給者証を提示してください。

【有効期限】令和4年8月1日～令和5年7月31日

【対象者】以下の表に該当する方

心身障害者	特別児童扶養手当2級以上の人 身体障害者手帳3級以上の人 (65歳以上の人は4級でも該当になる場合があります。) 療育手帳A1・A2・B1の人 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 障害年金1級の人 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭など	18歳未満の児童を扶養している母及び児童 18歳未満の児童を扶養している父及び児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上の 低所得者世帯高齢者	市民税所得割を課されていない世帯
子ども	出生から中学校卒業まで ※中学校卒業まで同じ受給者証を使いますので、現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください。

現物	福祉医療費受給者証
公費負担者番号	
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
自己負担割合	
入院	
通院	
訪問看護	
薬費	
療養費	
入院時食事療養費	
入院時食事療養費	
摘要	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
自己負担割合	
入院	
通院	
訪問看護	
薬費	
療養費	
入院時食事療養費	
入院時食事療養費	
摘要	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

No.537

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)

国民健康保険被保険者証

8月1日からは新しい国民健康保険被保険者証で受診してください

新しい保険証を7月にお送りしました。古い保険証は処分し、新しい保険証で受診してください。

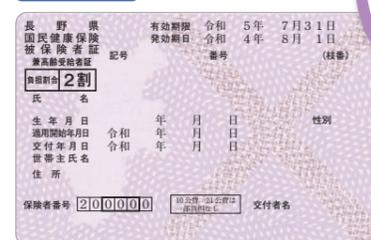
【有効期限】令和4年8月1日～令和5年7月31日

市町村国保 70歳未満



新
藤色

市町村国保 70歳以上75歳未満



コクホ3兄弟
長野県国保マスコットキャラクター

70歳になると「保険証兼高齢受給者証」が交付されます

70歳になると、所得などに応じて自己負担割合や自己負担限度額が変わり、自己負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。

75歳になると「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

75歳になると、後期高齢者医療制度の保険証が交付されます。75歳になる年度は、有効期限が75歳の誕生日の前日までになります。

高額な診療を受ける皆さんへ／『限度額適用認定証』等を申請しましょう

医療機関に入院または、高額な外来診療を受ける時に『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』(以下「認定証」)を保険証と一緒に提示すると、医療機関の窓口での負担(保険適用分)が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

限度額は、年齢や所得区分により異なりますので、あらかじめ高齢者・保険課で認定証の交付手続きが必要です。

※毎年8月に適用区分の見直しがあるため、限度額適用認定証の有効期限は、7月31日となっています。引き続き必要な場合は、8月1日以降再度申請手続きをしていただく必要があります。(自動更新ではありません)

※限度額認定証の発行期日は、申請月の1日からです。

(注)国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

市民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額

市民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が91日以上になった場合は、申請をすることで食事代が更に減額されます。該当される場合は早めにご申請ください。